

松江市告示第 478 号

松江市多胎児養育家庭サポート事業実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 30 日

松江市長 上定 昭仁

松江市多胎児養育家庭サポート事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、多胎児養育家庭（満 3 歳に達する月の末日を迎えるまでの多胎児を養育する家庭又は出産予定日まで 12 週以下である多胎妊婦が属する家庭をいう。以下同じ。）のもとへサポーターを派遣し、家事援助、子どもの世話、外出の援助その他日常の育児に関する支援を行う松江市多胎児養育家庭サポート事業（以下「事業」という。）を実施することにより、多胎児養育家庭に妊娠期から子育て期にわたり切れ目のない支援を行い、その育児負担の軽減を図ることを目的とする。

(実施主体等)

第 2 条 事業の実施主体は、松江市とする。ただし、次に掲げる支援を行うサポーター（以下「サポーター」という。）の派遣については、適切に事業運営ができると認められる事業所（以下「事業所」という。）への委託により実施するものとする。

- (1) 洗濯、調理、掃除その他の家事援助
- (2) 沐浴、食事、睡眠、排泄、遊び相手その他の子どもの世話
- (3) 外出の援助
- (4) その他市長が必要と認めること

2 サポーターは、事業所から派遣される前に、多胎児養育家庭への支援に際して必要な知識等を習得するために松江市が実施する研修を受講しなければならない。

(利用対象者)

第 3 条 事業は、次の各号のいずれかに該当する者を対象に実施する。

- (1) 市内に住所を有し、現に市内に居住する多胎児養育家庭に属する多胎児の保護者又は多胎妊婦及びその配偶者
- (2) その他市長が特に必要と認める者

(利用申請)

第 4 条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に松江市多胎児養育家庭サポート事業利用申請書兼同意書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 多胎児の住民基本台帳が松江市にない場合、申請者は、前項の申請書兼同意書に母子手帳の写し等前条の要件を満たすことを証する書類を添付しなければならない。

(利用決定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、事業の利用の可否を決定し、利用可とした場合にあっては松江市多胎児養育家庭サポート事業利用決定通知書（様式第2号）により、利用不可とした場合にあってはその旨を記載した書面により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たっては、事前に事業所と協議し、事業の利用が円滑に行われるよう配慮するものとする。

（事業所への連絡）

第6条 市長は、前条第1項の規定により事業の利用を決定したときは、松江市多胎児養育家庭サポート事業利用連絡票（様式第3号）により、事業所に対し、当該利用を決定した者（以下「利用者」という。）が事業を利用するために必要な事項を連絡するものとする。

（利用日数等）

第7条 事業を利用できる日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。

2 事業を利用できる時間帯は、午前7時から午後9時までとする。

3 事業を利用できる時間数は、一の利用者につき1日当たり1事業所4時間、かつ、1年当たり48時間（三つ子以上の子どもを育てる利用者にあつては、第三子以降、子ども1人につき1年当たり48時間を加えた時間）とする。

（利用の方法）

第8条 利用者がサポーターの派遣を依頼しようとするときは、事業所に対し、希望する派遣の日時及び支援の内容を明らかにし、その旨を申し込むものとする。

2 前項の派遣の申込みは、利用日の前日までに行わなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

（利用負担金）

第9条 事業の利用に係る自己負担金は、これを徴しない。

（申請内容の変更）

第10条 利用者は、利用する事業の内容に変更が生じ、又はその利用を中止しようとするときは、当該利用日の前日の午後5時までに事業所にその旨を連絡しなければならない。

2 利用者が前項の規定による連絡をすることなく事業の利用を中止した場合であっても、第7条第3項に定めるサポーターの派遣を受けることのできる時間数は、当該利用があつたものとしてその残数を減ずるものとする。ただし、連絡をしなかったことについて震災、風水害、火災その他の利用者の責任によらない事情があつたと認められるときは、この限りでない。

（実施報告及び委託料の請求）

第11条 事業所は、事業を実施した月の翌月10日までに、松江市多胎児養育家庭サポート事業実績報告書（様式第4号）及び松江市多胎児養育家庭サポート事業委託料請求書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

(委託料の支払い)

第 12 条 市長は、前条の報告書及び請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業所と別途締結する委託契約に基づき委託料を支払うものとする。

(事故報告等)

第 13 条 事業所は、事業の実施により事故等が生じたときは、速やかに書面により市長に報告しなければならない。

(守秘義務)

第 14 条 事業所の職員は、事業の実施に当たり、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

### 松江市多胎児養育家庭サポート事業利用申請書兼同意書

（あて先）松江市長

松江市多胎児養育家庭サポート事業の趣旨を理解の上、利用を申請します。  
また、事業所への情報提供等について、同意します。

年 月 日

〒

申請者住所

ふりがな  
申請者氏名 ( 歳 ) 生年月日 年 月 日

申請者連絡先

妊婦の場合は出産予定日を記入 出産予定日 年 月 日

登録したい 事業所		
同居家族の 情報	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)
	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)
	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)	ふりがな 氏名 申請者との続柄 ( ) 性別 ( ) 生年月日 ( 年 月 日 歳)

- 1 事業を利用できる日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。
- 2 事業を利用できる時間帯は、午前7時から午後9時までとする。
- 3 事業を利用できる時間数は、一の利用者につき1日当たり1事業所4時間、かつ、1年当たり48時間（三つ子以上の子どもを育てる利用者にあつては、第三子以降、子ども1人につき1年当たり48時間を加えた時間）とする。

（裏面あり）

<p style="text-align: center;">自 宅 付 近 地 図</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーターがご自宅を訪問できるように、目印となる建物などを入れて書いてください。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">訪 問 車 の 駐 車 可 能 場 所</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サポーターは自動車で訪問しますので、駐車できる場所を書いてください。</li> <li>・駐車場をお持ちでない場合、近隣の駐車可能場所を書いてください。(駐車料金                      円/時間)</li> </ul> <div data-bbox="1114 1406 1452 1653" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: right;">(例)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">自宅</div> <div style="width: 20px; height: 10px; background-color: #cccccc; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;">←ここ</div> </div> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 5px;"/> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 5px;"/> </div>

個人情報は十分に保護します。本書を外部に公開することはありません。

## 松江市多胎児養育家庭サポート事業利用決定通知書

様

松江市長 氏 名 印

次のとおり、松江市多胎児養育家庭サポート事業の利用を認めますので、通知します。

利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
利用事業所	
派遣先	氏 名： 住 所： 電話番号：
利用可能時間	時間／年
備 考	日時の調整は利用する事業所へご連絡をお願いいたします。 1 事業を利用できる日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く日とする。 2 事業を利用できる時間帯は、午前7時から午後9時までとする。 3 事業を利用できる時間数は、一の利用者につき1日当たり1事業所4時間、かつ、1年当たり48時間（三つ子以上の子どもを育てる利用者にあつては、第三子以降、子ども1人につき1年当たり48時間を加えた時間）とする。 4 利用する事業の内容を変更し、又はその利用を中止しようとするときは、派遣日の前日の午後5時までに事業所にその旨を連絡してください。

様式第3号（第6条関係）

## 松江市多胎児養育家庭サポート事業利用連絡票

様

松江市長 氏 名

次のとおり、松江市多胎児養育家庭サポート事業の利用を認めましたので、連絡します。

利用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
派遣先	氏 名： 住 所： 電話番号：
利用可能時間	時間／年
備 考	

## 松江市多胎児養育家庭サポート事業実績報告書

年度      月実施分

利用者氏名	
-------	--

事業所名

( 印鑑不要 )

No.	利用 月日	担当サポーター氏名	利用時間	利用可能時間残	利用した事業の内容
例	5 / 29	島根 太郎	3時間	45時間	
1	/				家事・育児・外出
2	/				家事・育児・外出
3	/				家事・育児・外出
4	/				家事・育児・外出
5	/				家事・育児・外出
6	/				家事・育児・外出
7	/				家事・育児・外出
8	/				家事・育児・外出
9	/				家事・育児・外出
10	/				家事・育児・外出
11	/				家事・育児・外出
12	/				家事・育児・外出
13	/				家事・育児・外出
14	/				家事・育児・外出
15	/				家事・育児・外出
16	/				家事・育児・外出
17	/				家事・育児・外出
18	/				家事・育児・外出
19	/				家事・育児・外出
20	/				家事・育児・外出



松江市多胎児養育家庭サポート事業委託料請求書

年 月 日

(あて先) 松江市長

所在地  
事業所名  
代表者名

請求額 \_\_\_\_\_ 円

(内訳) 年度 月実施分

松江市多胎児養育家庭サポート事業実績報告書 (様式第 4 号) のとおり

	単価 円 (消費税込み)	利用時間数	金額 (消費税込み)
多胎児養育家庭サポート 事業委託料	円	時間	円

上記のとおり請求します。